

平成26年6月高浜市議会定例会会議録（第1号）

平成26年6月高浜市議会定例会は、平成26年6月6日
午前10時高浜市議事堂に招集された。

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
(諸報告)
- 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第4 議案第34号 高浜市税条例等の一部改正について
議案第35号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
議案第36号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第37号 高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
議案第38号 高浜市消防団条例の一部改正について
- 日程第5 議案第39号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第1回）
- 日程第6 報告第5号 権利放棄の報告について
報告第6号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）
報告第7号 繰越明許費繰越計算書（土地取得費特別会計）
報告第8号 繰越明許費繰越計算書（公共下水道事業特別会計）
報告第9号 平成25年度高浜市水道事業会計予算の繰越しについて
報告第10号 平成25年度高浜市土地開発公社の経営状況について
報告第11号 平成25年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 長谷川 広 昌 | 2番 | 黒 川 美 克 |
| 3番 | 柳 沢 英 希 | 4番 | 浅 岡 保 夫 |
| 5番 | 柴 田 耕 一 | 6番 | 幸 前 信 雄 |
| 7番 | 杉 浦 辰 夫 | 8番 | 杉 浦 敏 和 |
| 9番 | 北 川 広 人 | 10番 | 鈴 木 勝 彦 |
| 11番 | 鷲 見 宗 重 | 12番 | 内 藤 とし子 |

13番 磯 貝 正 隆

14番 内 藤 皓 嗣

15番 小 嶋 克 文

16番 小野田 由紀子

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市 長	吉 岡 初 浩
副 市 長	神 谷 坂 敏
教 育 長	岸 上 善 徳
企 画 部 長	加 藤 元 久
総合政策グループリーダー	木 村 忠 好
人事グループリーダー	野 口 恒 夫
総 務 部 長	新 美 龍 二
行政グループリーダー	山 本 時 雄
行政グループ主幹	杉 浦 嘉 彦
財務グループリーダー	内 田 徹
市民総合窓口センター長	大 岡 英 城
市民窓口グループリーダー	三 井 まゆみ
市民生活グループリーダー	山 下 浩 二
税務グループリーダー	鵜 殿 巖
福 祉 部 長	神 谷 美百合
地域福祉グループリーダー	杉 浦 崇 臣
介護保険・障がいグループリーダー	竹 内 正 夫
福祉まるごと相談グループリーダー	篠 田 彰
生涯現役まちづくりグループリーダー	磯 村 和 志
保健福祉グループリーダー	加 藤 一 志
こども未来部長	中 村 孝 徳
こども育成グループリーダー	磯 村 順 司
文化スポーツグループリーダー	岡 島 正 明
都 市 政 策 部 長	深 谷 直 弘
都市整備グループリーダー	田 中 秀 彦
企業支援グループリーダー	平 山 昌 秋
都市防災グループリーダー	芝 田 啓 二
上下水道グループリーダー	竹 内 定

地域産業グループリーダー	杉 浦 義 人
会 計 管 理 者	橋 本 貞 二
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己
監査委員事務局長	神 谷 義 直

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	森 野 隆
主 査	内 藤 修 平

議事の経過

○議長（磯貝正隆） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私とも御多用のところ御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

6月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に提案されました諸案件につきまして、議員各位におかれましては、市民の要望に応えるべく、厳正かつ公平なる御審議を賜りますようお願いを申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

午前10時00分開会

○議長（磯貝正隆） ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成26年6月高浜市議会定例会は成立をいたしましたので、開会をいたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成26年6月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集いただきまして、まことにありがとうございました。

日ごろより、市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。

本日提案をさせていただきます案件は、諮問1件、議案6件及び報告7件の計14件であります。

詳細につきましては、副市長及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重御審議の上、御意見、御可決あるいはお聞き取り賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時1分開議

○議長（磯貝正隆） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定をいたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（磯貝正隆） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、14番、内藤皓嗣議員、15番、小嶋克文議員、お2人を指名いたします。

○議長（磯貝正隆） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、内藤皓嗣議員。

〔議会運営委員長 内藤皓嗣 登壇〕

○議会運営委員長（内藤皓嗣） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日、招集されました平成26年6月高浜市議会定例会の運営につきましては、去る3月18日及び5月30日に議会運営委員会を委員全員の出席のもと開催いたしました。

当局より提示されました案件につきまして検討いたしました結果、会期は本日より6月25日までの20日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取り扱いにつきましては、本日は、諮問第1号を即決で行い、議案第34号から議案第39号の上程、説明並びに報告第5号から11号までについて報告を受けます。

6月10日及び11日の2日間は一般質問を行い、一般質問終了後、関連質問を行います。

6月13日に、議案第34号から議案第39号について総括質疑を行い、総務建設委員会については、議案第34号から議案第39号並びに陳情第2号を付託し、福祉文教委員会につきましては、議案第

39号並びに陳情第1号、陳情第3号を付託し、審査を願うとともに、各常任委員会において、閉会中の継続調査申出事件について審査願うことに決定いたしました。

なお、各常任委員会の日程につきましては、既に配付してあります日程表のとおりですので、御承知いただきますようお願いいたします。

最終日の6月25日は、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決及び農業委員会委員の推薦、常任委員会の閉会中の継続調査申出事件の順に行います。

なお、農業委員会委員の推薦につきましては、議長指名の方法により行うことに決定いたしました。

この6月定例会が円滑に進行できますよう格段の御協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

〔議会運営委員長 内藤皓嗣 降壇〕

○議長（磯貝正隆） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月25日までの20日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月25日までの20日間と決定いたしました。

ここで、諸般の事項について御報告いたします。

本日までに陳情書3件が提出され、これを受理いたしました。陳情につきましては、会議規則第132条及び第136条の規定により、既に配付されております陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、委員会において速やかに審査されますようお願いをいたします。

次に、4月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員より提出され、議会図書室にて保管をいたしておりますので、随時ごらんをお願いいたします。

報告事項は以上であります。

○議長（磯貝正隆） 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（神谷坂敏） それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について御説明申し上げます。

本案は、現委員の阿知波住依氏が平成26年9月30日付をもって任期満了となられるため、その

後任として新たに榊原純一氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会に諮問させていただくものでございます。

同氏は、御案内のとおり、地域の皆様方の信望も厚く、人格識見が高く、誠実温厚な人柄で、人権擁護委員として適任の方であると存じますので、何とぞ同氏を推薦することに御同意賜りますようお願いを申し上げます、提案説明とさせていただきます。よろしくをお願い申し上げます。

○議長（磯貝正隆） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（磯貝正隆） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（磯貝正隆） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（磯貝正隆） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦について、原案に異議のない旨、答申することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、諮問第1号は、原案に異議のない旨、答申することに決定いたしました。

○議長（磯貝正隆） 日程第4 議案第34号から議案第38号を会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第34号から議案第36号までの3議案について御説明申し上げます。

今回御審議を賜ります3議案につきましては、さきの第186回通常国会において、平成26年3月20日に成立し、3月31日に公布、3月1日（訂正後述あり）に施行されました地方税法等の一部を改正する法律に基づき、所要の規定の整備を行うものでございます。

それでは初めに、議案第34号 高浜市税条例等の一部改正について、主な改正点から順次御説明申し上げます。

なお、別添の参考資料及び新旧対照表もあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

まず、法人税割の税率について定める第33条の4でございますが、今回の改正の趣旨は地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差を縮小するため、法人市民税の一部国税化を行うものであり、現行の法人税割の標準税率12.3%を2.6%引き下げ、9.7%に改めるものでございます。

施行期日は平成26年10月1日であり、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用となるものでございます。

次に、軽自動車税の税率を定める第75条でございます。

まず、第1号の原動機付自転車につきましては、50cc以下のものについて、現行の税率1,000円を2,000円に、50ccを超え90cc以下のものについては1,200円を2,000円に、90ccを超え125cc以下のものについては1,600円を2,400円に、ミニカーについては2,500円を3,700円に改めるものでございます。

次に、第75条第2号の軽自動車及び小型特殊自動車につきましては、まず二輪のものについては、現行の税率2,400円を3,600円に改め、三輪のものについては、現行の税率3,100円を3,900円に改め、四輪以上のものについては、営業用の乗用は現行の税率5,500円を6,900円に、自家用の乗用は7,200円を1万800円に、営業用の貨物については現行の税率3,000円を3,800円に、自家用の貨物については4,000円を5,000円に改め、小型特殊自動車については、トラクターや田植え機など農耕作業用のものは、現行の税率1,600円を2,400円に、フォークリフトなどのその他のものについては4,700円を5,900円に改めるものでございます。

なお、専ら雪上を走行するものについては、現行の税率2,400円を規定しておりましたが、本規定は降雪量の多い地域以外では該当しないことから、今回の改正で削除することとしております。

次に、第75条第3号の二輪の小型自動車につきましては、現行の税率4,000円を6,000円に改めるものでございます。

施行期日は、平成27年4月1日としております。

次に、附則第16条では、軽自動車税の税率の特例として、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以降の年度分の軽自動車税に対する重課の規定を設けております。

施行期日は、平成28年4月1日としております。

なお、附則第4条において、軽自動車に関する経過措置として、新条例第75条の規定は、平成27年度以降の年度分の軽自動車について適用し、平成26年度までの軽自動車税については、なお従前の例によるものとしたしております。

また、改正附則第5条では、軽自動車税に係る経年車重課の適用区分を規定しており、第1項では、新条例附則第16条の規定は、平成28年度以降の年度分の軽自動車税に適用する旨を規定し

ており、第2項では、平成15年10月14日前に初めて車両番号の適用を受けた三輪以上の軽自動車については、初めて車両番号の指定を受けた月がわからないため、重課の規定を適用する際、期間計算の起算点を初めて車両番号を受けた月ではなく、初めて車両番号の指定を受けた年の12月とするものであります。

附則第6条では、既存車に係る軽自動車の税率の引き上げの経過措置を規定しており、平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車について、軽自動車税の税率を改正前の税率とするほか、重課について所要の措置を規定するものであります。

以上が本市の市税収入に影響を及ぼすこととなります法人税割の税率の引き下げ及び市民生活に身近な軽自動車税の引き上げの改正内容であります。

その他の改正といたしましては、まず市民税関係では、市民税の納税義務者等を定める第25条では、外国法人の恒久的施設が法人税法で定義されたことに伴う所要の規定の整備を行うものであります。

また、公益法人等に係る市民税の課税の特例を定める附則第4条の2では、租税特別措置法の改正に伴い、所要の措置を講ずるものであります。

また、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除を定める附則第6条及び特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除を定める附則第6条の2並びに阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例を定める附則第6条の3については、地方税法に同様の規定があり、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例から削除するものであります。

また、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例を定める附則第8条第1項では、適用期限を3年間延長し、平成30年度までとするものであります。

また、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例を定める附則第17条の2第1項及び第2項では、適用期限を3年間延長し、平成29年度までとするものであります。

また、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例を定める附則第19条第1項及び上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例を定める附則第19条第2項では、引用条文と読みかえ規定をそれぞれ改正することにより、規定の明確化を行うものであります。

また、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例を定める附則第19条の3では、租税特別措置法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

次に、法人市民税関係では、法人の市民税の申告納付を定める第46条第2項及び第5項では、法人税法において外国法人に係る外国税額控除制度が新設されることに伴う所要の規定の整備を行うものであります。

また、法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金を定める第50条第1項では、法人税法

において外国法人に係る申告納付制度が新設されることに伴う所要の規定の整備を行うものであります。

次に、固定資産関係では、第55条及び固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告を定める第57条では、引用条文である地方税法第348条第2項において、認定こども園及び小規模保育所事業の用に供する固定資産税の非課税措置を新たに講じたことで、条文に号ずれが生じたため、所要の規定の整備を行うものであります。

施行日は、子ども・子育て関連3法の施行の日からとしております。

また、わがまち特例の割合を定める附則第10条の2では、公害防止用設備、浸水防止用設備及びノンフロン製品等に係る課税標準の特例措置を新たに導入するものであります。

また、新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告を定める附則第10条の3では、第10項に耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置の規定を創設するものであります。

また、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告を定める附則第21条関係では、特例法人から一般社団法人または一般財団法人について、それまで非課税の適用を受けていた施設については、平成25年度分まで引き続き非課税とする措置が講じられておりましたが、移行期間の到来を受け、廃止するものであります。

以上が議案第34号 高浜市税条例等の一部改正の主な改正内容であります。

続きまして、議案第35号の高浜市都市計画税条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、わがまち特例として、都市再生緊急整備地域について、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全確保を図るために必要な備蓄倉庫についての特例を定めるほか、地方税法附則第15条の項の新設、廃止、項ずれに伴う同法を引用する本条例について、条文の整備を行うものであります。

なお、本条例の施行日につきましては、附則において公布の日からとし、改正後の高浜市都市計画税条例の規定は、平成26年度以降の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例によるものとしております。

続いて、議案第36号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

まず、第1点目は国民健康保険税の課税限度額について改正するもので、課税額を規定する第2条及び国民健康保険税の減額を規定する第23条において、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を現行の14万円から16万円に、介護納付金課税額の課税限度額を現行の12万円から14万円にそれぞれ改正いたすものであります。

次に第2点として、国民健康保険税の減額を規定する第23条の改正では、所得の少ない世帯に係る被保険者の軽減基準の拡大を行うもので、5割軽減拡大の対象について、現行では世帯主を除くものとしている規定から世帯主を含めるものとして、単身世帯についても軽減対象といたす

ものであります。2割軽減拡大の対象については、所得の算定において被保険者の人数に乗すべき額を現行の35万円から45万円に改正いたすものであります。

最後に附則の関係でございますが、この条例の施行期日を公布の日からといたし、平成26年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度までの保険税につきましては、従前の例によるものといたしております。

以上、議案第34号から議案第36号について御説明申し上げましたが、原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、議案第37号 高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

新旧対照表並びに参考資料3ページをあわせてごらんください。

今回の改正理由は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正をされたことに伴い、非常勤消防団員の処遇の改善を図るため、消防団員の退職報償金の額を引き上げるものであります。

改正の内容は、第2条関係の別表、退職報償金支給額表に記載の金額を政令において定められている支払額、一律5万円、最低金額が20万円に増額をするものであります。

なお、附則において公布の日から施行するものとし、経過措置として本条例の別表の規定は26年4月1日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した団員については、なお従前の例によるものといたしております。また、26年4月1日から本条例の施行の日の前日までの間において、本条例の適用を受ける団員について支給をされた改正前の条例の規定に基づく退職報償金は、本条例に基づく退職報償金の内払とみなすものといたしております。

説明は以上であります。

続きまして、議案第38号 高浜市消防団員条例の一部改正について御説明申し上げます。

これも、新旧対照表並びに参考資料4ページをお願いいたします。

今回の改正理由は、新規消防団員の確保のため、消防団員の資格要件を緩和するためであります。

改正の内容は、団員の任命要件である第4条第1項を本市内に居住し、または勤務する者とし、ただし、団長が認めた者はこの限りでないことに改めるとともに、次号を加え、年齢要件をこれまでの満20歳以上から満18歳以上の者とするものであります。

なお、附則において、この条例の施行期日を公布の日からといたしております。

説明は以上であります。

原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 日程第5 議案第39号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第1回）を議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新美龍二） それでは、議案第39号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第1回）につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ4,167万1,000円を追加し、補正後の予算総額を136億947万1,000円とするものでございます。

補正予算説明書の18ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、13款1項1目民生費国庫負担金の補正は、国が社会保障と税の一体改革における基本方針に基づき、消費税率引き上げ分の充当先を明確化するため、生活保護費負担金の細分化を行ったことに伴い、国の取り扱いに合わせた予算の組み替えを行うものであります。

次に、13款2項1目総務費国庫補助金は、国の社会保障・税番号制度に対応するための住民基本台帳システム等の改修に対する補助金を新たに計上いたしております。3目衛生費国庫補助金は、国のモデル事業として実施いたします妊娠出産包括支援事業に対する補助金を計上いたしております。

次に、14款2項2目民生費県補助金における愛知県緊急雇用創出事業基金事業費補助金は、生活保護法の改正に伴う生活保護システムの修正業務に対する補助金でございます。

16款1項2目民生費寄附金は、八幡町・新田町町内会長、加藤意敏様より地域福祉基金指定寄附金として3万円をいただいたものでございます。

17款1項1目基金繰入金は、今回の補正予算の調整財源として財政調整基金繰入金を増額いたすものであります。

20ページをお願いいたします。

19款4項4目雑入では、高浜まちづくり協議会が実施いたしますイベント事業に対する一般財団法人地域活性化センターからの助成金を計上いたしております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

22ページをお願いいたします。

2款1項3目市民活動支援費では、ただいま申し上げました高浜まちづくり協議会が実施されます地域イベント「大山緑地紅葉ライトアップ事業」に対する補助金を計上いたしております。12目企画費では、地域福祉計画をしあわせづくり計画として位置づけ、福祉だけでなく教育、保健、環境、防災・防犯なども視野に入れた新たな計画の策定に取り組むものでございます。18目

防災対策費は、論地町町内会が新たに設置されます防災倉庫に対する建設費補助金をお願いするものでございます。

3款1項2目地域福祉推進費の補正は、先ほど申し上げましたとおり、地域福祉計画をしあわせづくり計画として策定することに伴う減額と、生活保護法の改正に伴う生活保護システムのソフトウェア開発修正業務委託料をお願いするものでございます。

24ページをお願いいたします。

9目介護保険推進費では、現行の介護保険システムが平成26年度末でリース期間満了となりますことから、新たな介護保険システムを稼働するためのソフトウェア開発修正業務委託料をお願いするものでございます。

3款3項2目生活援助費では、生活保護法の改正により、就労による自立の促進を図るため、新たに創設された就労自立給付金を計上いたしております。

4款1項2目保健・予防費では、国のモデル事業として、妊娠から出産、産後を含めた支援体制づくりのための費用をお願いするものでございます。

10款6項2目生涯スポーツ費では、稗田町地内にある少年野球専用グラウンドを市内企業に売却したことに伴い、グラウンド設備の撤去工事費を計上いたしております。

以上が高浜市一般会計補正予算（第1回）の概要でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 次に、日程第6 報告第5号から報告第11号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、報告、説明を求めます。

市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、報告第5号 権利放棄の報告について御説明申し上げます。

本件は、金銭の給付を目的とする市の債権に関し、高浜市債権管理条例第12条第1号の規定により、別紙のとおり市債権を88件、412万8,626円について、平成26年3月31日をもって権利放棄させていただきましたので、同条例第13条の規定により、これを御報告申し上げます。

具体的な内容といたしましては、住宅使用料について、平成25年度不納欠損分として9件、374万1,462円、病院診療費について平成25年度不納欠損分として5件、12万830円、水道使用料について平成25年度不納欠損分として74件、26万6,334円をそれぞれ債権管理条例第12条第1号の規定により債権放棄をさせていただいたものでございます。

なお、平成25年度の市税等の強制徴収公債権の不納欠損状況につきましては、別途資料を配付させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（磯貝正隆） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） 続きまして、報告第6号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）について御報告を申し上げます。

本件は、平成25年9月定例会、平成25年12月定例会、平成26年第1回臨時会、平成26年3月定例会におきまして、それぞれ繰越明許費としてお認めをいただきました10の事業につきまして、平成26年度に繰り越しをさせていただきますので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告をさせていただきますものでございます。

内容でございますが、まず、2款総務費の公共施設保全計画策定支援業務委託事業につきましては、公共施設の劣化状況調査等に不測の期間を要したこと、また、高浜市地域防災計画基礎調査業務委託事業につきましては、愛知県の東海・東南海・南海地震の被害予測調査の進捗状況により、年度内に完了することが困難となったことから、それぞれ繰り越しをさせていただきますものでございます。

次に、3款民生費の子ども・子育て支援新制度電子システム構築委託事業につきましては、平成27年4月1日からの新制度開始に向け、平成25年度・26年度の2年間でシステム構築を行うもので、年度内にシステムの構築が完了しないこと、また、高浜南部保育園分園移設建設費補助事業につきましては、社会福祉法人高浜市社会福祉協議会が高浜南部保育園分園を移設し建設する費用に対して補助金を交付するものでございますが、その建設に係る基礎工事の設計変更が生じ、年度内に完了することが困難となったこと、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託事業におきましては、子ども・子育て支援制度電子システム構築委託事業と同様、新制度開始に向け、平成25年度・26年度の2年間で計画策定を行うもので、年度内に完了することが困難となったことから、それぞれ繰り越しをさせていただいたものでございます。

次に、7款商工費では、工業用地の開発に係る地区計画決定図書作成業務委託事業につきまして、都市計画決定までに所要の期間を要することから、繰り越しをさせていただいたものでございます。

次に、8款土木費、2項道路橋りょう費のうち道路施設修繕計画策定業務委託事業及び橋りょう点検調査業務委託事業につきましては、好循環実現のための経済対策に基づく国の補正予算に伴う事業であり、年度内の完了が困難であること、市道港線整備事業につきましては、平成25年度に地権者との協議が予定より早く進捗し、早期の工事着工を要望され、翌年度にわたり工事を進める必要があることから、それぞれ繰り越しをさせていただいたものでございます。

最後に、5項都市計画費の（仮称）論地どんぐり公園整備事業につきましては、当該公園が災害時の一時避難所となり早期に整備する必要があるため、平成25年度に工事を着手し、引き続き造成工を進める必要があることから繰り越しをさせていただいたものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、報告第7号 繰越明許費繰越計算書（土地取得費特別会計）について御報告申し上げます。

本件は、本年3月定例会における議案第28号 土地取得費特別会計補正予算（第1回）において繰越明許費としてお認めをいただいたもので、これを平成26年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告をするものでございます。

繰り越しの内容は、1款土地取得費、1項土地取得費、土地取得事業におきまして、用地の取得を前提とした敷地造成事業で、用地の取得における地権者との交渉に不測の日数を要し、用地取得契約の締結が平成26年1月14日となったため、用地の取得後の敷地造成工事の年度内完了が見込めなくなったことから、26年度に繰り越しをさせていただいたものでございます。

第7号の報告は以上でございます。

続きまして、報告第8号 繰越明許費繰越計算書（公共下水道事業特別会計）について御報告申し上げます。

本件は、本年3月定例会における議案第23号 公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）において、繰越明許費としてお認めをいただいたものであります。

これを平成26年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして御報告をさせていただくものであります。

繰り越しの内容は、1款下水道事業費、2項下水道建設事業費、汚水施設建設事業において、下水道工事に伴う水道管移設工事の一部が平成25年度内に完了することが困難となり、補償、補填及び賠償金の対象工事分として1,160万円について繰り越しいたしたものと、国の経済対策の実行に伴う補正予算に対する工事請負費4,400万円を合わせた5,560万円を繰り越したものでございます。

なお、国の補正予算に対する対象工事は、平成25年度に下水道管を整備いたしました箇所の舗装復旧工事でありまして、既に入札執行をいたしております。

第8号の報告は以上でございます。

続きまして、報告第9号 平成25年度高浜市水道事業会計予算の繰越しについて御報告申し上げます。

本件は、地方公営企業法第26条第1項の規定により、平成25年度高浜市水道事業会計予算において建設改良費の繰り越しをいたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告をさせていただくものであります。

繰り越しの内容は、1款資本的支出、1項建設改良費、2目水道施設近代化事業費のうち下水道工事に伴う配水管の移設工事（その1）、（その2）及び配水管布設がえ工事（25-2工区）

の3件の工事において、下水道整備箇所ガスの移設に不測の日数を要したことに伴い、下水道工事の工期が延伸され、平成25年度末までに各工事の給水管の切りかえ作業並びに仮設配管の撤去作業ができなくなったことから、本年4月30日まで工事期間を延伸させていただいたものでございます。

既に3件の工事は全て完了をいたしております。

第9号の報告は以上でございます。

続きまして、報告第10号 平成25年度高浜市土地開発公社の経営状況について御報告申し上げます。

本件は、去る5月9日に会計監査に付し、5月20日に土地開発公社理事会において認定をいただいているものでございます。

初めに、決算書3ページをお願いいたします。

事業報告でございますが、平成25年度の事業の内容は、新たに市道港線の道路拡幅用地の先行取得をいたしました。なお、保有地の処分はいたしませんでした。

次に、理事会議決事項でございますが、平成25年度は2回の理事会を開催いたしました。

次に4ページ、5ページをお願いいたします。

この事業報告書は事業別明細の一覧表でございますが、先ほど申し上げました市道港線の先行取得事業が新たに取得用地に含まれております。

次に6ページ、7ページをお願いいたします。

この決算報告書は、平成25年度の収支状況を収益的と資本的に分けて整理をしたものでございます。

まず、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の1款事業収益の決算額147万7,455円は、保有土地の賃貸等の収益でございます。

2款事業外収益の決算額9,832円は、受取利息及び雑収入でございます。

次に、支出の1款販売費及び一般管理費の決算額73万6,825円は、役員報酬、法人市県民税の均等割、有償貸付地に係る固定資産税の支払い等が主なものとなっております。

次に、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

まず、収入の1款資本的収入の決算額3,669万7,243円は、支出の公有地取得事業に係る借入金でございます。

次に、支出の1款資本的支出の決算額3,669万7,243円は公有地取得事業費で、市道港線の先行取得事業に係る用地費、補償費、保有地の借入金に対する支払利息等でございます。

次に8ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。この計算書は、当該年度の利益を計算したものでありまして、平成25年度においては当期純利益が75万462円となりました。

次の9ページをお願いいたします。

貸借対照表でございまして、平成26年3月31日現在の資産状況と負債資本状況を取りまとめたもので、資産合計は、負債資本合計と同額の4億757万8,502円となっております。

次に10ページをお願いいたします。

事業原価計算書でございまして、この計算書は、公有地に係る当該年度の原価を計算したもので、平成25年度においては市道港線の公有用地取得原価が増加したことから、平成25年度末の公有用地の原価は1億6,986万6,482円となっております。

次に、下段の剰余金計算書及び11ページ上段の剰余金処分計算書でございまして、この計算書は平成24年度から繰り越された利益剰余金と平成25年度の当期純利益との合計額8,814万8,330円を平成26年度へ繰り越しをいたしましたものでございます。

次に、財産目録でございまして、この目録は、平成26年3月31日現在の財産状況を取りまとめたもので、純財産といたしましては9,814万8,330円となっております。

次に12ページをお願いいたします。

このキャッシュ・フロー計算書は、土地開発公社が保有する現金及び現金同等物の資金が明確となるキャッシュ・フローでございまして、平成25年度においては、現金及び現金同等物が75万462円増加いたし、期末残高といたしましては2,534万1,485円であります。

次に13ページをお願いいたします。

資本金明細表は、土地開発公社設立に伴う出資金を整理したものでございまして、基本財産1,000万円は高浜市から出資をされているものでございます。

次に、借入金明細表でございまして、この明細表は当該年度の借入金に関する利率や借入方法、金額を整理したものでございまして、平成26年3月31日現在の借入金は3億943万172円で、現在の融資利率は0.144%となっております。

最後に、14ページをお願いいたします。

この表は、平成26年3月31日現在における土地開発公社所有地の一覧表でございまして、御参照をいただきたいと思います。

報告は以上でございまして、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） それでは最後になりますが、報告第11号 平成25年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について御報告を申し上げます。

平成25年度（第20期）決算報告書の1ページをお願いいたします。

初めに、営業の概要でございまして、平成25年度は、高浜市から35業務を受託、高浜市以外では高浜市社会福祉協議会、衣浦衛生組合などから19業務を受託しております。

この結果、平成25年度の売上高は約5億9,398万円となっております。この内訳につきまして

は、4ページの売上高明細書の記載のとおりでございます。

再度1ページをお願いいたします。

次に、平成25年度の従業員の体制でございますが、平成26年3月31日現在で正規社員72人、臨時社員187人、合計259人により各種業務の遂行に当たっております。

次に、2ページの貸借対照表をお願いいたします。

資産の合計額は2億3,509万9,678円で、資産の部では流動資産が現金・預金、商品、未収入金など合わせて2億2,339万9,924円、固定資産は有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産を合わせまして1,169万9,754円で、このうち有形固定資産では観光案内所であるコンテナ本体と付帯工事、駐車場の整備工事により、建物、建物附属設備、構築物が増額となっております。

次に、負債の部でございます。

流動負債は4,944万1,023円、純資産の部では資本金と利益剰余金で1億8,565万8,655円となっております。

続きまして、3ページの損益計算書をお願いいたします。

今期の売上高は5億9,398万6,214円で、販売費及び一般管理費は5億1,510万8,590円となっており、その内訳は5ページの販売費及び一般管理費の記載のとおりでございます。

再度、3ページをお願いいたします。

今期の営業利益は441万3,653円、営業外収益、営業外費用等を加除しました税引前当期純利益は552万3,913円、当期純利益は102万4,722円となっております。

最後に6ページをお願いいたします。

株主資本等変動計算書でございますが、平成25年度末の株主資本残高は、当期純利益を加えた1億8,565万8,655円でございます。

以上で、平成25年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況についての御報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（磯貝正隆） ただいまの報告第5号から報告第11号までは、報告事項でございますので、御了承をお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

再開は、6月10日午前10時であります。

本日は、これをもって散会といたします。御協力ありがとうございました。

午前10時49分散会
